

自然豊かな場所で仕事をするという選択肢はいかがですか？

周南市中山間地域

サテライトオフィス誘致推進事業

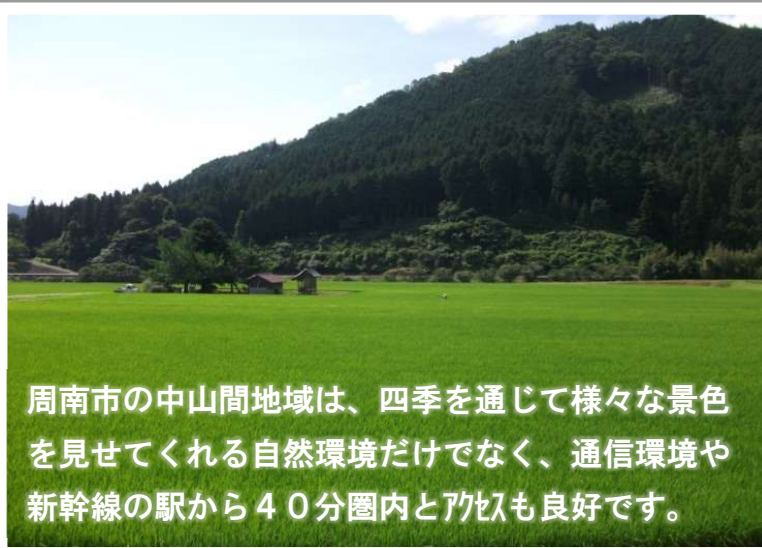
周南市では、市中心部（徳山駅周辺）から車やフェリーで40分圏内の中山間地域にある空き家や空き店舗を活用して、サテライトオフィスの開設を行う事業者を誘致しています。

オフィス
整備支援

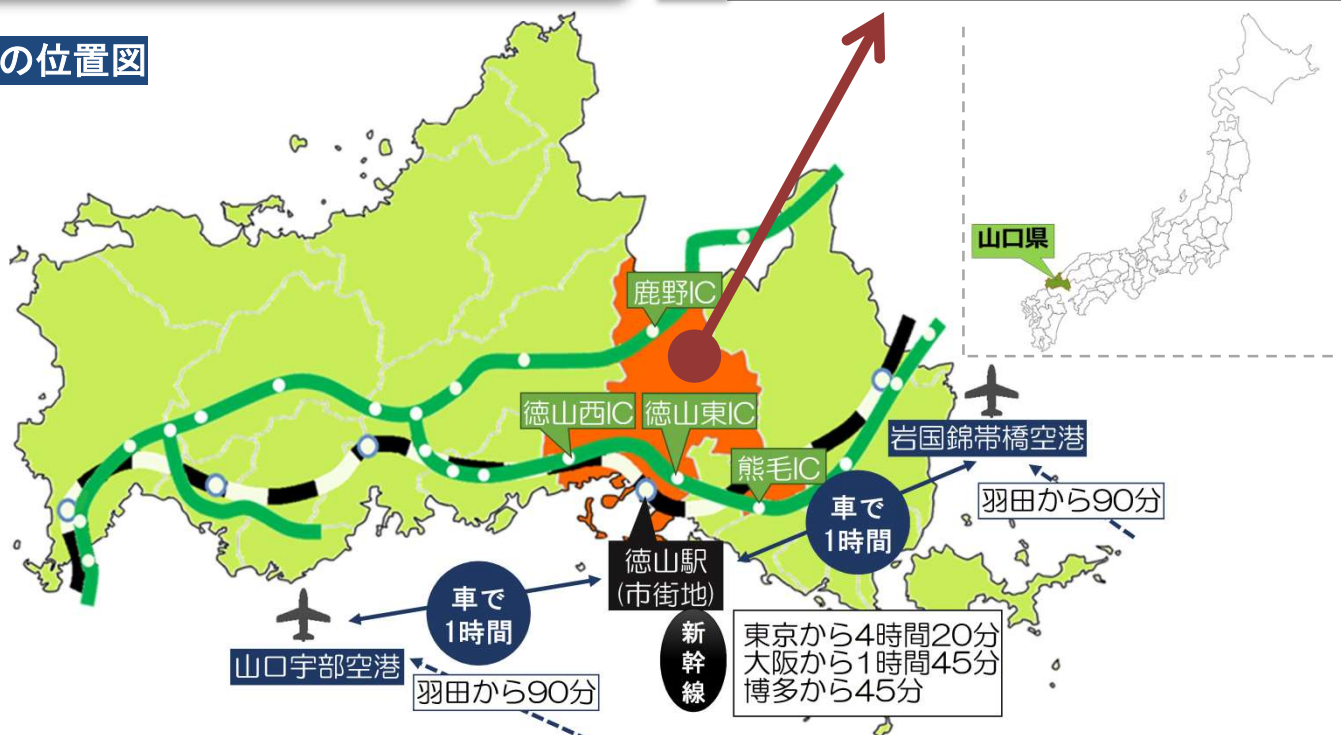
上限500万円
下限200万円

オフィス
運営支援

通信回線使用料：上限24万円/年
不動産賃借料：上限120万円/年



周南市の位置図



対象事業者

次の要件を満たす県外に本店所在地を置く法人又は個人事業者が対象です。

1. 申請時において、1年以上対象の業務内容を営んでいること
2. 開設決定から6カ月以内に業務を開始できること
3. 国税及び地方税の滞納がないこと
4. 開設時に代表者または従業員の1名以上が本市中山間地域に居住すること
5. 過去3年間の平均所得が600万円以上であること（法人は法人代表者）

補助対象業務

1. 本社機能の一部を行う業務
2. 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務
3. 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
4. インターネットを活用した業務
5. 新商品の開発研究等を行う業務
6. 上記のほか、市長が認める業務

支援制度

I. オフィス整備支援

サテライトオフィスを開設する際に必要となる空き家等の改修や修繕若しくは、付属する設備の新設や交換に要する経費を支援します。

II. オフィス運営支援（通信回線使用料・不動産賃借料）

サテライトオフィス開設後、事業者が支払う通信回線使用料若しくは、事務所の家賃や駐車場代に要する経費を支援します。

区分	対象経費	補助率	補助金額	適用期間等
オフィス整備支援	・通信回線の設置 ・建屋等の改修等	2/3	上限 5,000 千円 下限 2,000 千円	—
オフィス運営支援	・通信回線使用料	2/3	上限 年 240 千円	操業開始月から 36ヶ月以内
	・不動産賃借料 (家賃・駐車場等)	2/3	上限 年 1,200 千円	

※補助金の交付は予算の範囲内で実施します。

III. 山口県の支援制度

サテライトオフィスの進出にあたっては周南市だけでなく山口県の支援制度として、雇用助成や本社との旅費支援などもあります。（詳しくは山口県企業立地推進課へお問い合わせ下さい。）

区分	対象経費	補助率	補助金額	適用期間等
オフィス運営支援	・車の借上げに要する経費 (レンタカー・リース)	10/10	合計 1,000 千円	開業準備期間
	・公共交通料金・宿泊費	10/10	合計 600 千円	開業準備期間
	・雇用助成 (1)期間の定めのない労働者 (2)週 30 時間以上勤務する 契約社員及びパート	定額	(1)新規雇用従業員数 × 30 万円 (2)新規雇用従業員数 × 15 万円	操業開始後 36 ヶ月以内 1 人当たり 1 回限り ※新規地元雇用者に限る

—お問い合わせ先—

周南市役所 地域振興部 移住交流推進課 移住定住担当

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1

電話：0834-22-8341 FAX:0834-22-8428 メール：ijukoryu@city.shunan.lg.jp